

男女間賃金差異

	男女賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	101%
うち正規労働者	99%
うち非正規労働者	103%

(注釈:説明)

【算出基準】

対象期間:2025年事業年度(2025年4月1日~2026年3月31日)

賃金:基本給、超過労働に対する報酬、賞与を含み、退職手当、通勤手当を除く。

正規労働者:社員、試雇、エルダー社員(他社への出向者を含む)

非正規労働者:契約社員、嘱託、臨時雇(派遣社員を除く)

※なお、非正規労働者で所定労働日数、所定労働時間に満たない労働者(時間給与者)は、実勤務時間にて賃金を算定。

【差異についての補足説明】

同一職種・同一等級で見れば、昇格・評価・賃金制度において実質的に男女差はほぼありません。

当社の男女賃金差異は、女性労働者が全体の約6%と少数であることから、職種・等級構成の影響を受けやすい構造にあります。

正規労働者における差異は99%と、男女ほぼ同水準であり、同一の賃金制度のもとで性別による処遇差は生じていません。

非正規労働者および全労働者では、女性が事務系・経験者層に集中していること等から、平均賃金が男性を上回る結果となっています。

